

注意報・警報の発表基準について

TVやラジオなどで発表されている注意報や警報の発表基準が地域によって違うことをご存知ですか？

風雪注意報を例にしますと、宗谷地方では、陸上で11m/s、海上で15m/sの風が吹き雪によって視程が悪化する（予想されている）場合に発表しています。しかし、隣接する上川地方の一部では、陸上で10m/sの風が吹き雪によって視程が悪化する（予想されている）場合に発表となる地域があります。

また、大雪注意報では、宗谷地方は12時間で30cmの降雪がある（予想されている）場合に発表となりますが、隣接する上川地方では、北部は宗谷地方と同じ基準ですが、上川地方の中部と南部では12時間で25cmの降雪がある（予想されている）場合に大雪注意報が発表されます。

このように地域で発表基準が違うのはなぜでしょう？実は、注意報や警報の発表基準は、その地域に被害や影響が出るかどうかを考慮して決められているからです。市町村ごとに過去に発生した災害事例や注意報・警報の発表頻度等を元に、市町村などの防災機関と協議して決めているので、地域によって発表基準が違ってきます。

気象台では、注意報や警報などの各種気象情報を発表し、注意や警戒を呼びかけていますので、これらの情報を上手に活用して、気象災害に遭わないようにしましょう。

札幌管区気象台のホームページでは、札幌管区気象台と北海道開発局、北海道、(独) 土木研究所 寒地土木研究所の4機関が共同で作成した、「暴風雪のリーフレット」、「防災ミニノート」、「小学生向けリーフレット」をご覧くださいので是非一読し、暴風雪へ備えるようにしてください。

札幌管区気象台ホームページ 防災教育 暴風雪への備えURL

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/bousaikyouiku/schoolbousai/boufusetu/boufusetu.html>



気象状況・天気予報の確認先 稚内地方気象台（電話:0162-23-2678）

※稚内地方気象台ホームページURL

<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

※問い合わせ先

稚内地方気象台（電話:0162-23-2679）



みぞるるや遺産に和食和紙の国	遠景色墨絵に変わる霰雪	霰降り灯にいくつもの傘ひらく	みぞるるや親しき人がまた逝きし	みぞれ降る避けて通れぬ事ばかり	みぞるるや日銭稼ぎしその昔	みぞれ降る朝に父祖の地を離る
田中 徹男	三浦 宮吉	熊谷千恵子	佐藤 光朗	藤岡 芙美	横山 貞雄	富樫とも子

十二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

冬期火災予防運動

北留萌消防組合では、全国各地で住宅火災により死傷者が発生している現状から、住民一人一人に火災の恐ろしさを認識いただくとともに、出火の絶無と火災による死傷者の発生を未然に防止することを目的に『冬季火災予防運動』を実施します。

実施期間

平成27年2月15日(日)～2月25日(水)

統一標語

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

※期間中、1人暮らしのお年寄り（65歳以上）のお宅を訪問し、防火査察及び避難経路確保のための除雪を実施する予定です。

北留萌消防組合消防署幌延支署
電話5-1159